

米国の生命共済－フラターナル組合－の概要

保険研究部門 主任研究員 松岡博司

matsuoka@nli-research.co.jp

1. フラターナル組合は、米国において、生命保険会社（株式会社、相互会社）とともに生保事業の一角を担っている特殊な生保事業体である。保険の提供とともに友愛的・社会的活動を行うという、特殊な経営形態をとっている。
2. 130 に及ぶフラターナル組合が存在するが、上位層への集中は顕著で、総資産では上位25 組合で 95%、上位 5 組合で 84%のシェアを占める。
3. フラターナル組合の監督は一般の生保会社に対すると同様、各州の保険法にもとづき各州の保険監督当局が行っている。フラターナル組合は連邦税、州税を免除される。
4. フラターナル組合は、ロッジシステムという独自の運営システムに基づき機能し、代議制による意思決定機構を持つ。
5. フラターナル組合の多くは、1890 年～1910 年の間に設立されたものである。フラターナル組合には、宗教・女性・職域といった販売対象を持つもの、販売対象を限定せず、幅広く加入者を募るもの、等さまざまなものがある。
6. 保険事業の範囲は生命保険、医療保険分野に限られる。契約内容は一般の生保会社とほぼ同様であるが、フラターナル組合独自の契約条項として、オープン契約条項、ソルベンシー維持条項がある。
7. 保険販売も一般の生保会社と同様の体制で行われている。近年では顧客ニーズの多様化に対応して、他グループの投資信託の販売なども行われている。
8. フラターナル組合は保険事業以外に、組合員や地域コミュニティを対象に友愛的・社会的活動を行うことをも目的としており、特色のある取り組みを行っている。
9. フラターナル組合は 1800 年代の終わりには、一般の生保会社を凌駕するまでに成長していた。しかし 1900 年代に入って失速し、今日では 2%弱のシェアを有するにすぎない存在となっている。
10. 当初の成長は賦課式による保険料設定によるところが大きかった。しかし、これは保険数理的には無理のある方式であったため、やがてほころびが生じ、フラターナル組合は失速することになった。
11. 困難な時期をフラターナル組合は組合員の連帯に支えられ乗り越えた。一方、フラターナル組合類似の賦課式保険を営利目的で、モラルにかける売り方で販売した賦課式保険

会社は多くが破綻した。

12. フラターナル組合の動向を注視することは、わが国における共済のあり方を考える上で有効であろう。

< 目 次 >

はじめに	78
1 . フラターナル組合の概要	78
2 . 州保険法による監督・規制	81
3 . 主なフラターナル組合	87
4 . フラターナル組合の生命保険事業	90
5 . フラターナル活動	96
6 . フラターナル組合の成長と失速	97
7 . フラターナル組合の今後	101
さいごに	104

はじめに

フラタernal組合”fraternal benefit society(order)⁽¹⁾”は、米国において、生命保険会社（株式会社、相互会社）とともに生保事業の一角を担っている特殊な生保事業体で、米国における生命共済ともいうべき位置づけにある業態である。

最近、わが国では根拠法のない共済（いわゆる無認可共済）の取り扱いを巡る議論など、共済に関する話題に接することが多くなっている。本稿は米国フラタernal組合の概況・歴史等を概観することにより、わが国共済事業の今後を考える上での一助としようとするものである。

1. フラタernal組合の概要

フラタernal組合は、保険を提供する組合という点ではわが国の共済組合と似かよっているが、必ずしも同一ではない。フラタernal組合は、保険を提供することとともに組合員や地域コミュニティに対して友愛的・人道的なサービスを提供することを目的とするという、米国独自の特性を持っている。

（１）フラタernal組合の起源

フラタernal組合の歴史は移民の歴史とともにある。国家創生期のアメリカは、様々な国から渡ってきた、言葉、人種、宗教等を異にする人々で構成されており、人々の結びつきはゆるかった。その疎外感をうめるため、共通の人種、宗教等の基盤に基づき団結と自治という共同体的連帯を打ち出す団体が形成された。これらは、移民元の英国等で盛んであった秘密団体から秘密主義や象徴主義の影響を受けた、閉鎖結社の性格が強く、儀式行事を行う団体であった。こうした組織のうち 1868 年に設立された”ancient order of united workmen(AOUW)”が、はじめて、組合員に死亡者がした場合に各組合員から 1 ドルずつを徴収し、死亡した組合員の遺族に保険金を支払うという死亡保障を開始した。これが受けたAOUWは急速な発展を遂げることとなり、他の組合も追随、死亡給付が主要事業の 1 つとされるようになっていった。保険の提供は組合活動の中で次第にウェイトを高め、ついには保険の提供が最大の目的というフラタernal組合までが設立されるようになった⁽²⁾。

⁽¹⁾ fraterはbrotherと同義の言葉である。freternalには「兄弟の、友愛的な、同胞の」等の訳語があてられる。“Fraternal society(order)”は、友愛、同胞的精神をもって共同の福利を図り、または共同の目的を達成しようとする組合である。また、この組合が相互扶助の目的で行う保険を“fraternal insurance”と称し、“fraternal insurance”を提供する組合を特に“fraternal benefit society(order)”という。フラタernalに関する過去の研究論文でも、“fraternal insurance”をどう訳すかは頭の痛い問題だったようで、共済組合、同胞組合、友愛組合、フラタernal組合等の訳語が用いられている。本稿では、田村祐一郎「フラタernal保険の発生とその変質の過程」にならい、フラタernal組合という訳語を使用することとする。

⁽²⁾ 米国のフラタernal組合に先立って発達した英国の友愛組合“Friendly Society”についても、18 世紀から 19 世紀初頭の初期形態については、「多くの組合は、町村の規模で組織され、『組合員はたがいに顔を知り合っており、事務所は居酒屋におかれ、掛金を支払うために集まる会合は、つねに『よい飲酒の機会であった』といわれる。酒宴のために、共済掛金が費消されることさえ少なくなかった。（下田平裕身「イギリスにおける友愛組合運動の発展とその帰結 - 社会保障論序説 - 」東京都立大学 経済と経済学 28 号、1970 年 3 月 p7~p8）」とされる。移民という特殊事情がなかった英国でさえ、地域的連帯がこうした組織発足の契機となったことは興味深い。ただし、友愛組合は主に医療保障分野を対象としており、この点、死亡保障を中心に発展するフラタernalとは異なっている。また、米国のフラタernalは英国の友愛組合から直接的な影響を受けてはいないとされる。

こうした経緯から成立したフラターナル組合は、保険の提供とその他の友愛的・社会的活動(フラターナル活動)をともに主目的とし、組合員相互の連帯を重んじ、行動様式に儀式的な色彩が残るという独特の組織となった。

1870年当時のアメリカには、孤独で根なし草のようなよそ者で満ちあふれていた。ヨーロッパから渡ってきた無数の移民たちは、言語や習慣の面で不利な条件を背負い、新しい土地で途方に暮れていた。故郷を離れて東部の大工業都市や西部の広大な後背地に移住したアメリカ生まれの人々ですら、新天地では自らをよそ者であると感じていた。これまで慣れ親しんできた社交のしきたりから切り離され、移住した新しい土地の粗野な、未経験の、物珍しいやり方に不満を抱いていた何百万もの人々は、心の許し合える仲間づきあいやグループへの加入による安らぎに飢えていたのである。そうしたかれらにとって、集会所制度は大きな社会的空隙をふさいでくれるものであった。それに備わっている儀式、秘密性および神秘的な考え方は、国内にあふれていた素朴な人々をいとも簡単に結合させてしまった。集会所制度は、親しく交際するための新しい手段と特別の基盤を提供するとともに、新たな兄弟としての絆を与えた。人々は、それぞれ心の許せる友人を持ちたいと切望していただけに、嬉々として、ためらうことなく集まってきたのである。この「万人は1人のために、1人は万人のために」という考え方が、集会所制度の死亡給付規定に対する支持をすぐさまかち得たのは、ごく自然の成り行きであった。なぜなら、それこそ、友愛感、相互扶助および心の安らぎをもたらす今ひとつの絆に他ならず、すべての人々が渴望していた集団的結束を裏付ける、説得力ある、明白な証だったからである。

(資料)J.O.Stalson, *Marketing Life Insurance*, 1942、

明治生命訳、安井信夫監修「アメリカにおける生命保険マーケティング発達史 下」、1982年、p577～p578

(2) フラターナル組合の数

米国には01年末時点で約130のフラターナル組合が存在する。その多くは、単一または少数の州で活動する中小規模の組合である。しかし大手のフラターナル組合は、全州から事業免許を取得して全国規模で活動する大規模な生保事業体となっている。またカナダや英国をも事業地域とするものもみられる。

図表 - 1 米国における保険関連事業体数(01年末)

	生保会社	損保会社	ブルークロス/ブルーシールド ¹ 、HMD	HMO	フラターナル	権限保険会社	その他 ²
00年	1549	3215	334	594	145	100	1300
01年	1506	3163	323	533	132	98	1265

(資料) Insurance Information Institute “The Financial Services Fact Book 2003”より

1 他に、リミット・ベネフィット 2 カンティン・ミューチュアル、オートサービス、スペシャリティカンパニー等

(3) 事業規模

03年末時点のフラターナル組合の保有契約高(残存契約の保障額総計)は2,802億ドル、新契約

高(新契約の保障額総計)は 236 億ドルである。一般の生保会社の事業を加えた米国の生保事業全体に占めるフラターナル組合のシェアは 1～2%程度にすぎない。

図表 - 2 フラターナル組合と民間生保会社の事業規模 (03 年) (億ドル、%)

	生命保険 保有契約高	生命保険 新契約高	資産	保険金・ 給付金等支払	保険料収入
フラターナル組合	2,802	236	824	88	76
生保会社	167,635	29,223	38,059	3,923	5,039
フラターナル組合のシェア	1.64	0.80	2.12	2.21	1.49

(資料) 米国生保協会ファクトブックより作成

フラターナル組合のシェアはフラターナル組合と生保会社の合計値に占めるフラターナル組合の割合

(4) 主なフラターナル組合

03 年末時点の認容資産額でみた主なフラターナル組合の一覧は図表 - 3 の通りである。資産規模第 1 位の Thrivent Financial for Lutherans は、01 年に 2 つのフラターナル組合が合併してできた組合であるが、フラターナルの中にあって 55%のシェアを占めており、際立った存在となっている。一般の生保会社を含めたランキングでも、全米第 25 位に入る、中堅どころとしての位置づけである。

03 年末のフラターナル組合の総資産 824 億ドルという図表 - 2 のデータを使用すると、上位 25 組合で 95%、上位 5 組合で 84%を占めていることになる。

(億ドル、%)

図表 - 3 認容資産上位のフラターナル組合 (03 年末)

順位	フラターナル組合名	認容資産	シェア
1	Thrivent Financial for Lutherans	452.97	54.97
2	Knights of Columbus	109.47	13.29
3	Woodmen of the World	64.36	7.81
4	Modern Woodmen of America	63.33	7.69
5	Independent Order Forester	27.70	3.36
6	Gleaner Life Insurance Society	10.40	1.26
7	Catholic Knights	6.56	0.80
8	Royal Neighbors of America	6.19	0.75
9	Catholic Life Insurance	5.47	0.66
10	Greek Catholic Union of the USA	5.33	0.65
11	Catholic Order of Foresters	5.04	0.61
12	First Catholic Slovak Ladies Association	3.52	0.43
13	Greater Beneficial Union of Pittsburgh	3.24	0.39
14	Catholic Family Life Insurance	2.65	0.32
15	United Transportation Union	2.27	0.28
16	National Mutual Benefit	2.21	0.27
17	First Catholic Slovak Union	1.73	0.21
18	SPJST	1.70	0.21
19	Woman s Life Insurance Society	1.68	0.20
20	William Penn Association	1.64	0.20
21	Degree of Honor Protective Association	1.62	0.20
22	Order of the Sons of Hermann in Texas	1.44	0.17
23	Slovene National Benefit Society	1.29	0.16
24	Equitable Reserve Association	1.09	0.13
25	Polish Roman Catholic Union of America	1.09	0.13
	上位 25 組合	784.01	95.15
	フラターナル組合合計	824.00	100.0

(資料) A.M.Best "Best Week November 1, 2004"、米国生保協会ファクトブックより

2. 州保険法による監督・規制

(1) 州保険法とモデル法

米国では、生命保険事業に対する監督は各州の保険法を根拠法に州が行っている。フラターナル組合に対する監督も同様に各州の保険法にもとづき各州の保険監督当局が行っている。法律の構成としては、各州保険法の中にフラターナルに関する 1 節(ニューヨーク州保険法の場合は第 45 節)が設けられ、免許から検査までの監督に関する事項、保険証券に記載すべき事項など、各種事項が定められるという形がとられている。

各州の保険法に定められた条項は必ずしも同一ではなく、州毎にいくぶんかのレベルの差がある。しかし、全米保険監督官会議(National Association of Insurance Commissioners、以下NAIC)と全米フラターナル組合会議(National Fraternal Congress of America、以下NFCA)が協力し

てフラターナル組合に関する監督法のモデル法⁽³⁾である「統一フラターナルコード」を作成しており、各州の保険法は、モデル法をひな形として制定されているので、概ね、各州とも同様の規制が設けられている⁽⁴⁾。

本稿では、巨大な生命保険市場を有し、米国の生命保険監督においても主導的な役割を果たしてきたニューヨーク州の保険法を主たる情報源として、必要に応じ補足的に統一フラターナルコードを使用する形で記載を進める。

（２）フラターナル組合の免許、監督等

監督の概要

ニューヨーク州保険法には保険事業の定義があり、この定義に該当する事業は、州保険法に則った免許を受けない限り行うことができない(第 1102 条(a))とされている。したがって、保険事業を行うフラターナル組合も免許を受ける必要がある。フラターナル組合の免許は、フラターナル組合を規定する第 45 節の第 4502 条に定められている。

州の保険監督官は大きな権限を持っている。フラターナル組合が定款変更や相互会社転換を行う場合には保険監督官の承認が必要である。組合の側で必要な承認手続きを終えていても、監督官の承認がおりるまでは効力を生じない。また、フラターナル組合は、監督官に年次報告書と保険負債の評価報告書を届け出なければならない。検査も行われる。監督官が財務内容が不健全であると認定した場合には、組合はその不足額を解消しなければならない。監督官はこの不足額が解消されるまでの間、新規販売を禁止し、不足額の回復ができない場合には清算、解散の手続きに入ることになる。

このように、フラターナル組合に対する監督の概要は一般の生保会社に対するものと似たような状況となっている。

なお、生命保険会社の自己資本比率規制である R B C (リスクベースドキャピタル)比率規制については、フラターナル組合は一般論としては適用を受けない。しかしニューヨーク州では、通常のフラターナル組合の販売商品として認められる枠を超えた商品を販売する場合には、R B C 比率規制の適用を受けることになる（下記 を参照）。

より幅の広い商品を扱う場合、生保会社と同様の子会社を保有する場合の規制強化

ニューヨーク州保険法第 4527 条は、フラターナル組合に通常認められる商品範囲を超えた商品の販売を行うことができると規定している。また同法第 4527 条は、フラターナル組合が一般の生保会社と同様の子会社を保有することを認めている。

⁽³⁾ NAICのモデル法は「統一フラターナルコード」、NFCAのモデル法は「フラターナル組合の組織と監督に関するモデルフラターナルコード」と名称を異にし、細かな条文に相違はあるが、概ね同一の内容が規定されている。

⁽⁴⁾ モデル法自体は法的な拘束力を持つものではないが、これをひな形に州法が立案され、制定されていることが多い。

ただし、これらの場合には、フラターナル組合はR B C比率規制に服さねばならない。また、通常はフラターナル組合の販売代理人には求められていない筆記試験の受験や継続教育の受講が必須とされる。

通常認められる商品範囲を超えた商品には以下のようなものがある。

- 長期医療介護給付
- 変額生命保険および変額年金給付
- 年 1 万 5,000 ドルを超える年金給付
- 月 1,250 ドルを超える就業不能保険給付

免許等、州保険法の適用を免除されるフラターナル組合の存在

一方、保険法上の免許等の規制を免除されるフラターナル組合がある。この場合には、以下の規定を除くすべての保険法の規定が免除される。(ニューヨーク州保険法第 4522 条(a))

- 生命保険、年金を販売する際の顧客への開示要件(第 3209 条)
- 更生、清算、保全、解散に関する規定(第 74 節)
- 保険監督官が検査に際し、適用除外かどうかを決定することを可能にする情報を、適用免除を主張するあらゆる組織に対して請求することができるとする規定(第 4322 条©)
- 発行される全ての保険証券の券面上に、「当組織はニューヨーク州保険局の監督のもとに運営されるものではありません」という文言を明確に印刷しなければならないとする規定(第 4522 条(d))

保険法の適用を免除されるのは、労働組合、加入資格を特定の市町村や企業の構成員に限定する団体、保険業務の運営を主目的とはしない小規模(または給付が限定的)な団体等である。

- 団結した行動によって有利な労働条件等を確保しようとする同業または数種の関連産業の労働者の組織
- 特定の市・町、特定の事業会社の被用者等に参加資格を制限する組織
- 宗教、慈善、友愛等の性格をもち、保険の提供を主目的とはしない、加入者 1500 人以下の組織で、500 ドル以上の死亡給付または年額 350 ドル以上の就業不能給付を支払うことはないとする組織
- 同一または類似の事業の職業に携わる人に参加資格を限定する組織で、1940 年 1 月 1 日時点で、15 年以上にわたり、死亡給付または就業不能給付を提供してきた組織
- 宗教、慈善、友愛等の性格をもち、保険の提供を主目的とはしない組織で、1941 年 3 月 1 日時点で 10 年以上にわたり最高掛金年間 2 ドル以下で入院給付を提供してきた組織、または 1950 年 3 月 1 日時点で 25 年以上にわたり、1 加入者あたり 100 ドル

ル以下の死亡給付を提供してきた組織

- 組合員に加入資格を限定し、その配偶者またはその 21 歳以下の子の為に、1 埋葬あたり 75 ドル以下の墓地給付または葬儀費給付を行う組織
(ニューヨーク州保険法第 4522 条(a)より)

以下、本稿では保険法の適用を受けるフラターナル組合を念頭にレポートを行う。

(3) 課税の免除

フラターナル組合は州や連邦の課税の多くを免れている。この免税措置は、フラターナル組合が保険給付をなすことに加え、地域活動に従事しており、組合員に対しては慈善的団体であるということを根拠にしている。(ニューヨーク州保険法第 4524 条、内国歳入法第 501 条©(8))

本節に基づいて組織されたすべてのフラターナル組合は、本条によって慈善および友愛を目的とする機関であると宣言され、その基金全部が、不動産および事務所設備関係の税金を除き、あらゆる州、郡、区、市町村および学校税から免除されるものとする。
(ニューヨーク州保険法第 4524 条)

(4) フラターナル組合の定義

ニューヨーク州保険法はフラターナル組合を以下のように定義している。

フラターナル組合とは、株式資本を持たない組合(society)、結社(order)、最高支部(集会所)(supreme lodge)等の法人で、営利を目的とせず、ただ組合員とその保険金受取人のためにのみ設立され、組織され、営まれており、ロッジシステム(支部・集会所システム)に基づき機能し、保険、年金またはその双方の支払に自らを義務づける代議制の統治機構を持つものをいう。(ニューヨーク州保険法第 4501 条(a))

これにしたがって、フラターナル組合を整理すると、

フラターナル組合は資本を持たない組織であることが求められる。

また、組合員とその保険金受取人のために活動する、非営利の組織でなければならない。

その運営方式は、ロッジシステムという独特のものである。ロッジとは、集会所、支部等の意味を持つ用語である。

ロッジシステムとは、最高統治機関と下部ロッジ（名称の如何を問わない）を有し、定款等に従って組合員が選任され、加入または参加が承認され、下部ロッジでは定款等により、定例または定期会合を月 1 回以上開催し、また規定された儀式様式の新組合員加入セレモニーないしその他の利他的、教育的、友愛的、娯楽的な活動を行うことが求められる、組合組織のシステムをいう。（ニューヨーク州保険法第 4501 条(d)より）

ロッジシステムにおいては、最高意思決定機関である最高統治機関の下に、下部ロッジ（キャンプ、コート、チャプターなど、呼称は様々である）が存在する。

組合員はいずれかの下部ロッジに所属する。ロッジは、その名の通り集会所である。

ロッジでは月 1 回以上の定期会合が開催され、「儀式様式の新組合員加入セレモニーやその他の利他的、教育的、友愛的、娯楽的な活動」が行われる。

つまり、フラターナル組合は、単なる保険提供団体であるだけでは足りない。組合員ないし地域を対象とした、友愛的・社会的諸活動が行われる必要がある。これら保険とは独立した活動（以下、フラターナル活動）については後述する。

なお、NAIC 統一フラターナルコードの規定では、フラターナル組合全般の活動様式として「儀式主義(ritualistic)的な活動様式」が規定されている。

フラターナル組合は、保険、年金またはその双方の支払に自らを義務づける代議制の統治機構⁽⁵⁾を持つことが求められる

以下の条件を充たす場合、フラターナル組合は、代議制の統治機構を有していると認められる。

- 組合員により選挙された代表者、または組合員によって直接・間接に選ばれた代議員により選挙された代表者のいずれかで構成される最高統治機関があること。定款等に別途のメンバーの定めがある場合には、最高統治機関にそのメンバーを加える
- 組合員により直接・間接に選挙される代表者が最高統治機関の過半数を構成すること。さらに議決権の 3 分の 2 以上かつ定款等の改正に必要な議決権以上を保有すること
- 最高統治機関の会合が 4 暦年毎に 1 回行われること。また、代表者、代議員、執行役員の選挙が 4 暦年毎に 1 回行われること
- 各保険加入組合員は最高統治機関の代表者への被選挙資格を有すること
- 最高統治機関会議と最高統治機関会議の間（閉会中）の組合の諸事項を処理する責任を負う権限を付与された理事会（Board of Directors）があること。理事会は最高統治機関によりコントロールされるものであり、その権限と義務は定款等により最高統治機関から委譲されたもの

⁽⁵⁾ ロッジの存在と代表者制度による統治機構のあり方は、組合員が選挙で意思決定に参加できる直接民主制とも見える。しかし最高統治機関の定例総会が 4 年に 1 度行われるにすぎないということは、最高の意思決定機関である株主総会や総代会を毎年開催するわが国の生保会社と比べ、たいへんルーズな運営という印象もぬぐえない。

であること。理事会は毎暦年 2 回以上の定例会議を開かねばならない。

- 最高統治機関のいずれの会合においても委任状による投票は認められない

(ニューヨーク州保険法第 4501 条(e) より)

NAIC 統一フラタernalコードは、ニューヨーク州の上記要件に加え、「理事会のメンバーは、最高統治機関会議の閉会中に生じた欠員を埋める場合を除いて、最高統治機関によって選ばれる。」「執行役員は最高統治機関または理事会によって選ばれる。」という 2 項目を規定している。

個人責任の不在

上記、統治機構のメンバーは、保険の支払について、個人としての責任を負わない。

最高統治機関のメンバー、執行役員その他の執行機関のメンバーは、組合の提供する支払いについて個人的な責任を負うことはない。支払いは、組合の基金からのみ、当該組合の規約が定める方式で支払われる。(ニューヨーク州保険法第 4520 条)

以上見てきたように、フラタernal組合では、組合員はいずれかの下部ロッジに所属し、当該ロッジの中間統治機関代議員または最高統治機関の代表者を選挙することにより、組合の運営に直接的に参加することが、法律上規定されている。

組合員の種類

フラタernal組合の保険に加入すると、組合員として迎えらる。わが国の JA 共済におけるような員外利用は認められていない。

）保険組合員と非保険組合員

法律上、組合員資格は2種類に分けられている。保険に加入した保険組合員(insurance members) と保険に加入せずフラタernal活動にのみ参加する非保険組合員(social members)である。非保険組合員は役員や保険組合員の代表者として選ばれる資格は有するが、その他保険業務の運営については、発言権や議決権を有しない(ニューヨーク州保険法第 4506 条)。

）未成年保険組合員

フラタernal組合は、未成年保険組合員として直近誕生日で 18 歳未満の未成年者の加入を認めることをその定款等に規定することができる。未成年組合員は、組合の保険業務の運営についての発言権もしくは議決権を有しない。

保険を付された未成年組合員は、組合同約による成年組合員資格最低年齢に到達すれば、直ち

に成年の部に移り、成年組合員になる。(ニューヨーク州保険法第 4507 条)

3. 主なフラターナル組合

(1) 上位フラターナル組合の概要

図表- 4 は、各組合の設立年、ロッジ数、組合員数を一覧にしたものである。現存するフラターナル組合の多くは、1890 年～1910 年の間に設立されたものである。組合員数を見ると、1 位の Thrivent が 300 万人、2 位の Knights of Columbus が 160 万人、3 位の Woodmen of the World が 82 万人というレベルで、これらを除けば、あまり多くはない。またフラターナル組合ごとに単位ロッジの規模に差があるようで、組合の規模とロッジ数の間には明確な相関はみられない。

図表 - 4 主なフラターナル組合の設立年、ロッジ数、組合員数

順位	フラターナル組合名	設立年	ロッジ数	組合員数
1	Thrivent Financial for Lutherans	1902	1,378	300 万人
2	Knights of Columbus	1882	12,000	160
3	Woodmen of the World	1890	110	82.5
4	Modern Woodmen of America	1883	2,500	75
5	Independent Order Forester	1874	400	100
6	Gleaner Life Insurance Society	1894	44	n.a.
7	Catholic Knights	1885	132	10
8	Royal Neighbors of America	1895	1700	20
9	Catholic Life Insurance	1901	100	7
10	Greek Catholic Union of the USA	1892	94	4
11	Catholic Order of Foresters	1883	400	13
12	First Catholic Slovak Ladies Association	1892	400	7.6
13	Greater Beneficial Union of Pittsburgh	1892	39	n.a
14	Catholic Family Life Insurance	1868	83	5.9(01 年)
15	United Transportation Union Insurance Association	1971	700	12.5
16	National Mutual Benefit	1902	38	4.8(99 年)
17	First Catholic Slovak Union	1890	n.a	n.a
18	SPJST	1897	100	n.a
19	Woman s Life Insurance Society	1892	361	5.6
20	William Penn Association	1886	84	n.a
21	Degree of Honor Protective Association	1886	n.a	n.a
22	The order of the sons of Hermann in Texas	1861	152	7.6
23	Slovene National Benefit Society	1904	175	n.a
24	Equitable Reserve Association	1897	200	n.a
25	Polish Roman Catholic Union of America	1873	564	n.a

(資料) A.M.Best “BEST’S INSURANCE REPORTS L/H” 各組合ホームページ情報等から作成

(2) 主なフラターナル組合

法律にはフラターナル組合の設立趣旨、種類、誰を組合員として迎え入れるかの資格要件等についての規定はない。ただし実態的には、各組合の名称から設立当時の沿革を想像することができる。宗教・宗派（ルター派、カトリック等）や民族・人種を背景とする組合が目立つ。また、同業者組合的な職種に基準をおく名称のものや、地域社会への取組を示すかのように地名を付したものもある。とはいえ今日では、名称がかならずしもそのまま組合の特徴を表しているとも言い切れない状況となっている。組合への加入資格についても、宗教など、組合員となるための適格要件を規定しているものがある一方で、何ら加入資格に制限のないものもある。

以下、その設立趣旨や組合員資格に特徴のあるフラターナル組合をいくつか挙げる。

Thrivent Financial for Lutherans

ルター派信者を対象に生保事業を積極的に展開している。ルター派信者が互いに支援しあうことが目的で、ルター派の信者、会衆、機関が経済的な目標を追及するときに考えるまず最初のよりどころとなる組織となることをビジョンとしている。

近年は、生保商品に加え、資産運用業務や投信等の幅広い金融サービスも提供しており、規模・質の両面において一般生保会社と殆ど変わらなくなっている。

組合加入者の適格性については、以下のように、ルター派という自らの背景を切り口とする縛りを入れている。

- ）ルター派信者で 16 歳以上の成人・・・ルター派信者であることを公言し、現在または過去にルター派の会衆であったもの
- ）ルター派信者で 15 歳以下の未成年者・・・ルター派の会衆であるもの、またはルター派信者として成長しつつあるもの(=洗礼を受け堅信礼を終えたルター派信者または定例的にルター派教会ミサに出席しているもの)
- ）成人ルター派信者である組合員の家族
- ）ルター派に関連する組織と関係のある個人およびその家族
- ）ルター派に関連する企業の共同経営者とその家族

上記 ）、 ）、 ）により、必ずしもルター派の信仰がなくても、組合員（=保険契約者）となる道が開かれている。それぞれの基準は、以下のように幅広で、これらを通じ、案外幅広い顧客層があることが見えてくる。

）、 ）、 ）という家族には、配偶者（組合員が死亡した場合には、その死亡者の元配偶者）、子供、孫、ひ孫、親、祖父母、曾祖父母、兄弟姉妹、義母、義父、義理の子までを含む。

また、) の「ルター派に関連する組織」は、全国規模のルター派教会本部に認められた組織に限られるとされている。「ルター派に関連する組織」と「関係のある個人」の関係は、次表のようになっている。

ルター派に関連する組織	関係のある個人
全国規模のルター派教会本部に認められた組織全般	従業員、管理職、取締役、理事
Thrivent Financial およびその 100%子会社	管理職
ルター派の教育機関	教育施設に財務支援、ボランティア支援その他の支援を提供する卒業生
ルター派のケアセンター、ナーシングホーム	居住者、居住者の親
Thrivent Financial の保険・年金契約関係	支払われた保険金・年金を保険・年金商品の購入にあてる保険金・年金受取人
ルター派の会衆	ルター派会衆会員名簿に記載されている准会員
ルター派の組織に、Thrivent Financial の保険・年金を寄贈することとし、当該組織が契約者または変更不可能な受取人になっている場合	寄贈者

) の「ルター派に関連する企業」とは、以下の 4 点を満たすものをいう。

- ・ 持分の 50%以上をルター派信者が保有している
- ・ 持分権者が 10 名以内である
- ・ 上場株式を発行していない
- ・ 最低 1 名のルター派信者の持分権者が組合員であるか、組合加入を申し出ている

Knights of Columbus

カトリック信者を対象に生命保険事業を展開している。組合員をナイト(騎士)と呼び男性主体の運営を行っている。キリスト教徒的な関心に基づくボランティアリズムこそが当組合の特質で、カトリック教会へのサポート提供、地域における慈善活動等を提供している。過去 10 年間のうちに、組合員は慈善運動に 10 億ドルを超える寄付を行い、のべ 4 億時間におよぶボランティア活動を行ったという。

組合加入の適格性要件は、18 歳以上のカトリック信者男性であることである。

他のフラタernal組合と異なり、Knights of Columbus では、保険を購入したことが即組合員となることではない。保険契約を締結する前に組合員でなければならないとされている。

Woodmen of the World

Woodmen(きこり)という名称が用いられているが、組合加入が職業的に限定されているわけではない。そのホームページには、「woodmen という名称の起源については記録がない。創業者が育ったアイオワ州の Lyons で林業が主たる産業であったからではないかと推察される。また、創業者が、『木こりは森をきれいにし家族のための避難場所を用意する』というスピーチを聞いたためとも言われている。」とされている。

Woodmen は Thrivent Financial や Knights of Columbus と異なり、組合員としての加入に適格要件を設けておらず、保険を購入すれば組合員になるという、広く門戸を一般に開放した形で営業している。

Woodmen の保険・年金商品を購入することにより、あなたは Woodmen の組合員となり、Woodmen の多様な組合員向け給付を受ける資格を有し、所属するローカルロッジの社会的あるいは地域的な活動を楽しむことができる。

(資料)Woodmen of the World のホームページより

当組合は家族的、慈善的・愛国的活動で有名である。例えば、woodmen rangers プログラムは若者を対象とするプログラムで、サマーキャンプその他の活動を行っている。また 55 歳以上の会員を対象にしたシニアキャンプも開催される。赤十字と連携して組合員のボランティアチームを組織し災害救助活動を行ったりもしている。

Royal Neighbors of America

主に女性を対象としたフラターナル組合である。女性およびその女性が世話をする者の経済的な安全と独立を実現することを使命とする。定款には、「組合および地域ロッジのメンバーシップを通じて婦人およびその家族の連合を促進すること」が目的の 1 番として記載されている。女性向けを前面に打ち出した取組は、男性ナイトを対象とし、ボランティアリズムを前面に出す Knights of Columbus と好対照となっている。理事会のメンバーも全員が女性で徹底している。

UTUIA (United Transportation Union Insurance Association)

鉄道産業の労働組合が設立、運営するフラターナル組合である。鉄道産業の従業員とその家族を病気、けが、死亡による損失から保護することが目的。もともとは、鉄道従業員については、その業務の危険な特性のため、生命保険会社が保険を引き受けなかったことに対する対応手段であったとされる。

4. フラターナル組合の生命保険事業

(1) 法律上認められる取扱商品

ニューヨーク州保険法ではフラターナル組合が取り扱うことができる保険商品は、図表 - 5 に掲げる保険商品に限定されている。損害保険領域の商品は扱えない。また、フラターナル組合が団体保険を扱うことは認められない。欧州の類似業態が医療保障を中心に発展を遂げたのに対し、フラターナル組合の場合には死亡保障を中心に発展してきたことが特徴とされている。

図表 - 5 フラターナル組合に認められる取扱商品

生命保険給付	あらゆる形態の生命保険に基づき支払われる給付
災害死亡給付	不慮の事故により生じた死亡に際して支払われる給付
災害傷害給付	不慮の事故により生じた身体障害に際して支払われる給付
疾病給付	疾病もしくは身体虚弱に起因する一時的、完全または部分的就業不能に際して支払われる給付
年金給付	年金受給者の終身、もしくは一定年間継続される年額 1 万 5000 ドル以下の給付
完全永久就業不能給付	疾病または災害の結果として完全永久就業不能となった場合に支払われる、月 500 ドルまたはニューヨーク州保険法第 3215 条(e)で許された額のいずれか大きい方を超えない金額のもの ただし払込免除契約を除き、月 250 ドルを超えてはならない
記念碑または墓標出費給付	死亡した組合員の記念碑または墓標の費用を賄うため支払われる給付
病院費、手術、医療費給付	疾病、身体虚弱または災害傷害に起因する費用のために支払われる給付
就業不能給付	疾病または傷害に起因する継続した就業不能中の特定期間、毎週または毎月定期的に支払われる月 1250 ドルを超えない額の給付

(資料)ニューヨーク州保険法第 4501 条(h) ~ (p)、第 4505 条(a)(c)より

さらに前述の通り、ニューヨーク州保険法第 4527 条は、R B C 比率規制の適用、販売に関するより厳格な規制の適用、を条件に、フラターナル組合に通常認められる商品範囲を超えた以下の商品の販売を行うことができると規定している。

長期医療介護給付	NY 州法第 1117 条において認可される、組合員に対しまたは組合員の申請により組合員の家族もしくは被扶養者のために支払われる給付
変額生命保険および 変額年金給付	分離勘定を設定し発行される給付
年 1 万 5,000 ドルを超える 年金給付	即時または据置の定期的な支払で年金受給者の終身、もしくは一定年間継続される年額 1 万 5000 ドルを超える給付
月 1,250 ドルを超える 就業不能保険給付	疾病または傷害に起因する継続した就業不能中の特定期間、毎週または毎月定期的に支払われる月 1250 ドルを超える額の給付

(資料)ニューヨーク州保険法第 4501 条(h) ~ (p)、第 4505 条(a)(c)より

上記に対し、NAIC の統一フラターナルコードでは、病気による就業不能に対する給付や長期医療介護給付は認められていない。ただし、ニューヨーク州保険法と異なり団体契約の提供を明確に禁じる規定はない。

(2) 事業概況

収入保険料の分野別構成

各フラターナル組合の保険料収入の構成を見ても、個人保険、個人年金のウェイトが高い。上位フラターナル組合では個人年金のウェイトが高くなっている。

図表 - 6 資産額上位フラターナル組合の保険料収入の内訳(02 年) (100 万ドル)

順位	フラターナル組合名	個人保険	個人年金	個人医療 保険	団体年金	保険料 合計
1	Thrivent Financial for Lutherans	1288.4	2152.9	335.9	0.1	3777.3
2	Knights of Columbus	724.2	381.3	9.6	9.7	1128.7
3	Woodmen of the World	469.6	326.6	6.7	12.6	815.6
4	Modern Woodmen of America	214.6	539.6	0.3	0.3	754.9
5	Independent Order Forester	209.8	35.0	2.4	0.0	247.2
6	Gleaner Life Insurance Society	7.9	85.4	0.0	0.1	93.4
7	Catholic Knights	24.7	30.1	0.1	0.0	54.8
8	Royal Neighbors of America	17.4	29.3	0.0	0.0	46.7
9	Greek Catholic Union of the USA	2.2	60.0	0.0	0.0	62.2
10	Catholic Life Insurance	10.6	43.4	0.0	0.4	54.4

(資料) A.M.Best ”Best’s insurance reports”より
Independent Order Forester のみ 0 1 年の数値

図表 - 7 資産額上位フラターナル組合の保険料収入の構成比(02 年) (%)

順位	フラターナル組合名	個人保険	個人年金	個人医療 保険	団体年金
1	Thrivent Financial for Lutherans	34.1	57.0	8.9	0.0
2	Knights of Columbus	64.2	33.8	0.9	0.9
3	Woodmen of the World	57.6	40.0	0.8	1.5
4	Modern Woodmen of America	28.4	71.5	0.0	0.0
5	Independent Order Forester	84.9	14.2	1.0	0.0
6	Gleaner Life Insurance Society	8.4	91.4	0.0	0.1
7	Catholic Knights	45.0	54.9	0.1	0.0
8	Royal Neighbors of America	37.2	62.7	0.0	0.1
9	Greek Catholic Union of the USA	3.6	96.4	0.0	0.0
10	Catholic Life Insurance	19.6	79.7	0.0	0.7

(資料) A.M.Best ”Best’s insurance reports”より
Independent Order Forester のみ 0 1 年の数値

保険金額

個人生命保険の新契約1件あたり契約金額を見ると、フラターナル組合の平均値が約7万ドル、これに対して一般の生保会社の平均値が約12万ドルと、フラターナル組合が小口の契約を取り扱っていることがわかる。もともと労働者層を対象に低価格の商品で発達してきた歴史が反映している。また、組合員の連帯感の強さが解約失効率の低さとして表れている。

図表 - 8 フラターナル組合の個人生命保険実績 (02 年) (万ドル %)

順位		一件あたり		解約失効率
		新契約金額	保有契約金額	
1	Thrivent Financial for Lutherans	13.2	5.8	3.5
2	Knights of Columbus	5.8	3.0	4.0
3	Woodmen of the World	5.6	3.7	6.1
4	Modern Woodmen of America	6.6	3.7	8.1
5	Independent Order of Foresters	12.4	4.9	9.4
7	Catholic Knights	10.3	3.8	4.4
8	Royal Neighbors of America	5.5	1.0	7
10	Catholic Life Insurance	2.4	3.0	4
11	Catholic Order of Foresters	3.9	1.7	3.7
16	National Mutual Benefit	7.3	2.5	6.5
(参考) 生保 会社	ノースウェスタンミューチュアル	36.0	16.2	4.3
	メトロポリタン	23.3	4.4	8
	ニューヨークライフ	22.3	11.2	6.1
	ブルデンシャル	27.0	4.0	7.3
生保会社全社平均		12.0	5.6	7.6
フラターナル全組合平均		7.0	3.7	4.3

(資料) 各フラターナルの数値は A.M.Best "Best's insurance reports"、各生保会社および生保会社全社平均、フラターナル全組合平均の数値は A.M.Best "Best Week December 8, 2003" より Independent Order of Foresters の数値のみ、01 年の数値

(4) フラターナル保険契約の特徴

フラターナル加入者証

一般の生命保険の保険証券が insurance policy (form) と呼ばれるのとは異なり、フラターナル組合の保険証券は fraternal certificate (フラターナル加入者証) と呼ばれている。

もともとフラターナル組合の保険証券は、単に組合員であることを証明し、保険契約については当該組合員の指定保険金受取人は組合の規定に従って死亡給付金額を受け取ることができる述べただけの簡単な証書 (certificate) であったため、このように呼ばれている。

しかし、その後、保険料の算定方法等、保険数理面の取扱いも含めて、フラターナル組合が提供する保険の契約内容は、一般の生命保険会社の保険契約と同質化する流れとなり、生保会社の普通保険契約に見られる条項の多くがフラターナル組合の保険証券にも含まれるようになった。今日のフラターナル組合の保険証券は、生命保険会社の保険証券の形式と類似したものとなっている。

各州の保険法は、一般の生命保険契約の約款に記載される標準条項や禁止条項と同様のものをフラターナル組合の保険契約においても定めるべきとしている。

フラターナル組合独自の契約条項

しかし、フラターナル組合の保険証券には、2 つの独自の条項が含まれている。

1) オープン契約 (open contract) 条項

ニューヨーク州保険法第 4509 条は、「保険証券、組合の定款等、申込書ならびに告知書は、発効日現在において組合と被保険組合員との間の契約の全体を構成するものとする」、「保険証券の発行後正規に実施された定款等の変更は、組合員およびその保険金受取人を拘束し、以後あらゆる点で契約を支配しかつ規制するものとする。」とし、フラターナル組合の保険の場合には、組合の定款内容までがセットで契約条件を構成し、定款等が将来変更された場合には、それがあたかも保険加入の申込以前に実施されたかのように、保険契約者と保険金受取人を拘束することとしている。こうした契約形態をオープン契約と呼んでいる。契約の内容が、保険会社と契約者間の完全合意を構成し、条件の変更は許されない(closed)とする一般の生保会社の保険契約と対照的である。

なお、条文は、「ただし、いかなる変更も、組合が発行の日において組合員に与えると契約した給付を廃止または削減してはならない。」と続いており、将来的な変更が保険証券記載の保険給付を無効にしたり、減少させたりすることは認められない。

）ソルベンシー維持条項

ニューヨーク州保険法第 4504 条(g)は、ソルベンシー維持条項と呼ばれる条項を定めている。

この条項は、維持することを求められている責任準備金に欠損が発生した場合、フラターナル組合の理事会は組合員に対して理事会が確認した不足額に対する衡平な割当額の支払を求めることができ、もし支払われない場合には、当該割当額が当該組合員の保険契約に対する利息(5%以下の複利)付きの負債となること、およびこれを避けるため、組合員は当該金額に比例する相当額の保険給付の削減に同意できる、とするものである。

ソルベンシー維持条項が存在することにより、フラターナル組合には、保険契約者を生保会社の破綻による被害から守ることを目的に設立された安全ネットである生命保険保証基金への加入義務がない。

(5) フラターナル組合の保険販売

フラターナル組合の販売担当者は、古くは deputy(代理人、使節)、organizer (世話人、組織者)等と呼ばれていた。ロッジの形成を主たる目的とした当初の状況が想像される。

しかし、フラターナル組合の中で保険募集のウェイトが増大してきた昨今では、大手フラターナル組合は、一般の生命保険会社と比べても遜色のない販売体制を確立している。販売代理人の採用は当然であり、大手組合では販売管理形態として、社外の統括者に現場指揮を任せる総代理店制を採るところが多い。ただし、小規模のフラターナル組合の中には、販売代理人を用いていないものも存在する。近年では顧客ニーズの多様化に対応して、他グループの投資信託の販売などを行うフラターナル組合もある。

組合加入資格を限定している場合などでは、加入者の連帯感に訴える販売も行われている。例

例えば Thrivent Financial では、販売対象であるルター派信者に合わせて販売代理人もやはりルター派信者から採用している。

Thrivent Financial が要求する販売代理人の要件

- 州の保険販売免許（全種類：生命保険・医療保険・変額年金、変額ユニバーサル保険）を有すること
- NASD のシリーズ 7 および 66 免許 またはシリーズ 7 および 65 および 63 免許 を有すること
- その他の州特有の免許(必要に応じて)を有すること
- Thrivent Financial for Lutherans の成人組合員となる適格性を満たすこと
- ルター派の信者であり、ルター派の会衆のメンバーであること
- 契約の日から 90 日以内に Thrivent Financial の保険または個人年金の契約者になること
- 運転免許を有すること
- 重複雇用されていないこと
- 米国の市民権を有すること

各フラタernal組合のホームページ上の販売代理人採用コーナーには、フラタernal組合としての組合員の同質性やフラタernal活動を通じた組合員との結びつきや情報が、販売上の強みであるとしているものも多い。

フラタernal保険の販売代理人は、一般の生命保険会社の販売担当者と同様、免許を取得する必要がある（ニューヨーク州保険法第 4525 条©、2102 条(a)(1)）。

ただし、フラタernal保険の販売代理人には、一般の生命保険販売人と異なり、筆記試験が要求されていない（ニューヨーク州保険法第 4525 条©、2102 条(a)(1)）。

さらに以下のパートタイマー的な販売代理人については、免許が不要とされている。

自身の時間の 50%未満をフラタernal保険の販売にあてる販売代理人。ただし前暦年中に、1 件 5 万ドル超の生命保険を販売した販売代理人もしくは 25 名超の個人に生命保険以外の保険を販売した販売代理人で、それに関し手数料を受け取ったものは、保険販売に時間の 50%を費やしているとみなされる。（統一フラタernalコード）

（ニューヨーク州保険法の場合は、総額 20 万ドル超の生命保険を販売した場合、1 個人に対して 1 万ドル超の終身生命保険または 5 万ドル超の定期保険を販売した場合、変額保険・変額年金を販売した場合、25 名超の個人に生保以外の保険を販売した場合等に、上記のみなが行われる）

（ニューヨーク州保険法第 2101 条(a)(3)）

ただしニューヨーク州の場合、前述のように、フラタernal組合が通常の枠を超えた商品を扱

ったり、一般の生保会社と同様の子会社展開を行う場合には、一般の生命保険販売人に対するのと同様の規制に服さねばならない。

また、フラターナル組合の保険販売行為については、一般の生保会社に適用されるのと同様の規制が課されている。

5. フラターナル活動

今日では、フラターナル組合が行う生命保険事業と一般生保会社が行う生命保険事業の間には明確な違いは見られない⁽⁶⁾。フラターナル組合を一般の生命保険会社と切り分けているものは、地域のロッジ(支部・集会所)をベースに、組合員や地域コミュニティを対象に行われるフラターナル活動(友愛的活動、慈善・福祉活動、社会貢献活動)である⁽⁷⁾。

図表 - 9 は、多くのフラターナル組合で見られる主なフラターナル活動である。組合員を対象に、奨学金制度が運営され、保険契約とは無関係に組合員の子供が生まれた場合に与えられる子供への保障、組合員の子弟が孤児になった場合の保障等が与えられる。若い組合員を対象にしたサマーキャンプを催す組合も多い。シニア層を対象にしたシニアキャンプを開催する組合もある。

また現在でも、地域のロッジでは親睦会的な集まりが催されている。大きなものでは野球観戦、ピクニック、クリスマスパーティー、ダンスパーティー、小さなものでは夕食会等が催され、組合員にレクリエーションや親睦の場を提供している。

さらに組合員にボランティア活動を呼びかけることが一般に行われている。洪水、火災等の災害時に罹災者救援を行うボランティアチームの組織化、慈善運動への参加呼びかけなども行われている。警察・消防等への設備寄贈、障害者・孤児等の援助などの活動も行われているようだ。

愛国心の高揚を目的の1つに掲げる“Woodmen of the World”では、国旗を市民団体、地域団体等に贈呈するという活動を行っている。

こうした活動のために寄付を組合員に呼びかけることも行われている。この場合、組合本部がマッチングファンドとして同額を寄付するというも行われる。

フラターナル組合の中には、孤児院、老人ホーム、病院、体育諸施設、レクリエーション諸施設などを所有、賃借し、運営しているところもある⁽⁸⁾。

⁽⁶⁾ フラターナル組合の契約にオープン契約条項とソルベンシー維持条項が含まれるという相違はある。

⁽⁷⁾ ただし、今日ではこれというフラターナル活動を行っていない組合もあるという。

⁽⁸⁾ フラターナル組合は、組合員に対し、1つ以上の社会的、知的、教育的、慈善的、奉仕的、道徳的、友愛的もしくは宗教的便益を提供する非営利組織(institution)を創設、管理かつ運営することができ、またはそれを運営するための機関(organization)を設立することができる。上記組織は、無料または合理的な料金でサービスを供給することができる。その目的のため、組合が所有、保有または賃借している不動産もしくは動産は、組合の年次報告書に報告されなければならない。(ニューヨーク州保険法第 4529 条(b))

図表 - 9 主なフラターナル活動

奨学金	組合員の子弟を対象とする奨学金制度
新生児給付	組合員に子供が生まれた場合の給付 (例)・新生児に1万ドルの終身保険を提供 ・新生児が生後60日以内に死亡した場合に死亡保険金
孤児給付	組合員が死亡したことにより孤児となった子供への給付
友愛的援助	病気、けが等による損害を被った組合員、災害により莫大な損失を被った組合員に対する援助
赤十字プログラム (Woodmen of the World)	米国赤十字社との災害救助プログラムを通じた災害援助 ・ 1500名の認定ボランティアからなる150の災害対策チームを設立 ・ 赤十字の災害救助トレーニング終了組合員が認定ボランティア ・ 認定ボランティアは様々な緊急事態の出動要請に対応
サマーキャンプ	若年組合員対象のサマーキャンプ ・ ゲーム、アウトドアスポーツ、芸術・工作、リーダーシップスキルの習得、新たな友人の発見等
シニアキャンプ	シニア組合員対象のキャンプ ・ 芸術・工芸、ゲーム、釣り、自然散策、教育セミナー等
教会向けローン	教会の建築、立替、移転費用などの貸付
組合員への寄付要請	教区、学校、地域、恵まれない組合員に対する寄付 本部によるマッチングファンドの提供
ボランティア活動の呼びかけ	組合員のボランティア活動機会の提供、促進とこれによる地域貢献
National Service Efforts	地域問題の解決に隣人が協力し合うことを促進する国家規模で行われる行事へのスポンサーとしての資金協力、組合員のボランティアチームの参加等 ・ Make A Difference Day・・・9月第4土曜日 ・ Join Hands Day・・・6月第3土曜日
親睦活動	野球観戦、ピクニック、動物園見物
機関紙	四半期ごとに発行される機関紙の提供

(資料)各フラターナル組合のホームページ掲載情報から作成

6. フラターナル組合の成長と失速

(1) 成長と失速

1868年に登場したフラターナル組合は1875年から1895年までの20年の間に急速な発展をとげ、一時はフラターナル組合の保有契約高が一般生保の保有契約高を上回るまでになった。ところが、1900年代に入って、フラターナル組合の伸びは失速、今日ではフラターナル組合のシェアは2%弱にすぎない。この間の事情は示唆的である。

フラターナル組合の発展は生保会社への不信を背景に進展した。当時、生保会社は増加しつつあった労働者層を販売ターゲットとしておらず、彼らが求める安くて長期間の保障も提供していなかったため労働者層にとっては遠い存在であった。生保会社が提供していた平準保険料方式と責任準備金積立方式⁽⁹⁾に基づく生保事業への一般大衆の理解は薄く、必要以上に高い商品を販売

⁽⁹⁾ 保険期間が1年で同一年齢の人だけが加入する保険群団を考え、その年の死亡者に支払う死亡保険金の総額だけを賄えればよいとして各加入者が負担すべき保険料を計算すると、若いうちは死亡率が低いので死亡保険金の支払額が少なく各加入者が負担すべき保険料も安くなるが、高齢になり死亡率が上昇すると死亡保険金の支払額が多くなり各加入者が負担すべき保険料は現実的でないほど高額なものとなる(自然保険料)。これを避けるため、保険期間を長めにとり全期間を通じて平均化した保険料を設定する平準保険料方式が生命保険では採用されている。平準保険料方式をとると、若いうちは各加入者が負担する保険料の方が死亡者に支払われる死亡保険金よりも多くなるので、支払われなかった部分が保険会社に着積されていくこととなる。この部分が将来の保険金支払いに備えた準備金であり責任準備金と呼ばれる。

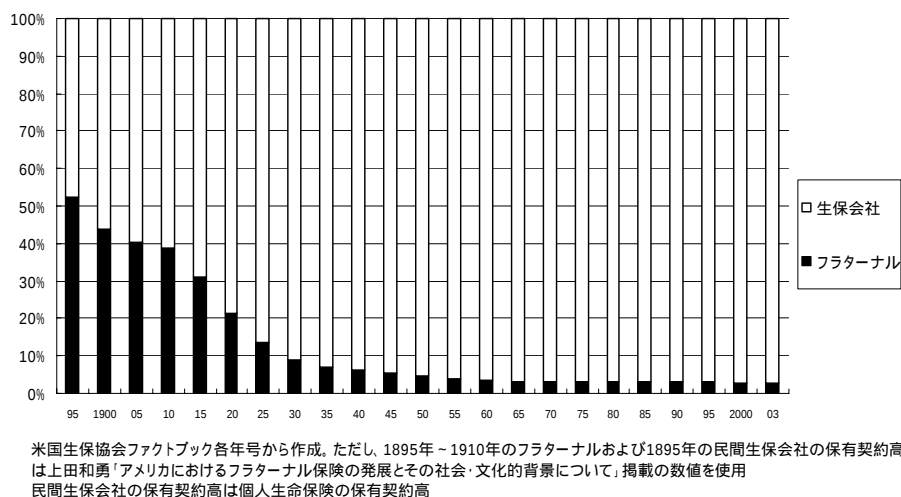
して、営業等で多額の経費を浪費する、という悪いイメージが先行していた。そして、1870 年代の不況期に、泡沫的な生保会社が相次いで破綻したことが、不信の火に油を注ぐこととなった。こうした時代背景の中、登場したフラターナル組合は、労働者層にターゲットを絞って割安な商品を提供した。

発足時のフラターナル組合が採用した保険料設定方式は、純賦課式（pure assessment system）と呼ばれるものである。この方式では、加入者の中に死亡者が発生する都度、残った加入者から、その年齢にかかわらず一定額を徴収する。こうして集められた金額が死亡のあった契約の死亡保険金として支払われる。保険料の事前徴収はなく、責任準備金の積立も行われない。当然、当初の負担額は安い。フラターナル組合は生命保険会社への対抗勢力として人気を集め、購入者が増加、1895 年には保有契約高が一般生保会社の保有契約高を上回るまでになった。

フラターナル組合の高成長に相乗りする形で、営利会社でありながら賦課式保険料を提示する賦課式保険会社が成長し始めた。賦課式保険会社は一般の生保会社を批判することで彼らの方がすぐれて見えるような、感情に訴える形で販売を行った。販売トークの中には、「生保会社は泥棒です」、「責任準備金は犯罪です」、「責任準備金はポケットの中に蓄えておきましょう」というようなものもあったという。

純賦課式は、毎年新しい若年加入者があればグループ全体では同じ年齢の分布状況（=死亡リスク）を維持できるはずだという認識で行われていた。しかし同一平均年齢が維持されても、やがて最初の組合員が高年齢に達して来れば死亡者数が増加し、残る組合員が支払いを求められる負担額は増加してくる。こうした賦課式の不公平さに気づいた若年者は、契約加入を敬遠し、脱退するようになった。また生保会社側が、労働者層を対象にした安い保険（インダストリアル保険、団体生命保険）を開発し売り始めたことも、賦課式保険料をとるフラターナル組合や賦課式保険会社の勢いを止めることとなった。

図表 - 10 フラターナル組合と生保会社の保有契約高シェアの推移(個人生命保険分野)



フラターナル組合の経営者たちは、やがて一般の生保会社と同様の、平準保険料方式、責任準備金積立方式の正しさに気づくこととなった。しかし制度を改めるにはいくぶんの時間を要した。

フラターナル組合の全国組織である NFCA が設立された目的の一つはフラターナル組合に規制を加えようとする動きに対抗するためであるとされる。NFCA が 1882 年に作成し各州に制定を勧告した最初の監督法案は、フラターナル組合の定義と州による免許、州当局への年次報告書の提出を規定するのみで、それ以外の一般の生保会社に課される規制については、いっさい免除されると定めたものであったという。

しかし、やがて NFCA は規制容認に転じる。背景には、賦課式保険会社の存在があったが、結果的にはこの決断が功を奏した。賦課式保険会社に対する規制が厳格化され、多くの賦課式保険会社が姿を消す中、フラターナル組合に対する規制は緩やかであり続けた。

以降、NFCA が中心となって、監督法制の検討と保険数理面での見直しが進められた。1898 年には保険料計算の基礎を提供する死亡表である NFCA 死亡表(national fraternal congress table of mortality)が作成された。しかし、この死亡表をフラターナル組合の掛金計算において使用すべく義務付けるか、保険数理面の扱いを一般生保会社型に修正するかどうかについては、その後、長い議論が続けられ、1912 年になって、ようやくフラターナル組合の保険数理面での扱いを一般の生保会社とほとんど同じものとするモデル法の修正が成立した。

このような形で賦課式保険制度は勢いを失い、販売シェアも縮小していった。

(2) フラターナル組合と賦課式保険会社の経営危機対応

同じ賦課式の生命保険制度を扱っていながら、社会の批判は、詐欺まがいの販売手法すら活用した賦課式保険会社に強く向かって行った。1890 年代から 1910 年にかけて、賦課式保険料の問題に直面し財務内容が悪化した賦課式保険会社に対しては、大衆の信頼も失墜し加入者減と支払不能が続出した。一方、フラターナル活動を通じて形成された組合員の連帯感に支えられたフラターナル組合では賦課式の行き詰まりが即経営不振ということにはならなかったようだ。

この間、ニューヨーク州当局は賦課式保険会社に対しフラターナル組合に対するよりも厳格な監督を行った。1892 年には賦課式保険会社を解散させる当局の権限が強化され、賦課式保険会社に対しては税金が課されることが明確にされた。また営業も制限されるようになった。一方、フラターナル組合については、1909 年に数理的な基準の引上げ等、規制強化が行われるまで、組合の清算手続きすら不明確であったという。

図表 - 11 は、1881 年～1931 年にニューヨークで営業していた生命保険組織に的を絞って、組織の残存率等を調べたデータである。これによれば、1881 年から 1931 年の間に営業していたフラターナル組合の 1931 年残存率は 41.6%である。これは、生命保険会社の残存率 54.8%よりも低い、賦課式保険会社の残存率 4.5%に比べればたいへん高い数値である。フラターナル活動の存在がフラターナル組合からの組合員の離反を食い止めた状況、ニューヨーク州当局のフラタ

ーナル組合と賦課式保険会社への対応の態度の相違、が見て取れる資料となっている。

図表 - 11 1881 年～1931 年にニューヨークで営業していた生命保険組織の特徴

	生命保険 会社	賦課式 保険会社	フラターナル 組合
営業していた組織の総数(1881-1931)	93	265	214
設立の年(中央値)	1879	1882	1890
ニューヨークで営業していた期間の中央値(年数)	20.9	10.7	14.5
1931年に営業していた組織の数	51 (54.8%)	12 (4.5%)	89 (41.6%)
廃業または合併した数	26 (28.0%)	217 (81.9%)	102 (47.7%)
退散した、排除された、あるいは形態を変更した組織の数	16 (17.2%)	36 (13.6%)	23 (10.7%)
最初に観察を開始したときの経過年数	16.89	3.44	9.72
規模:保有契約の数(中央値)	41,580	1,150	12,080

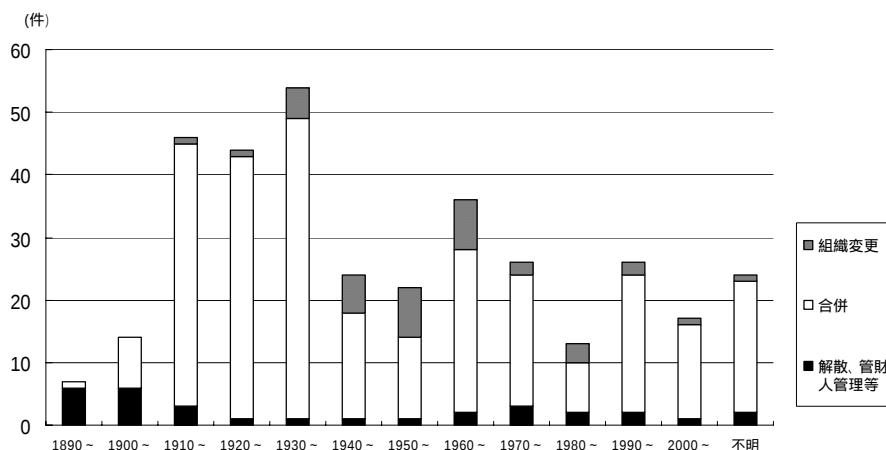
(資料) ウィリアム・G・レーマン「米国生命保険業界における組織の消滅率(前編)」生命保険協会会報 第72巻第3号(1992年6月)より

実は、この期間中、フラターナル組合がどの程度重大な経営危機に瀕したのか、全米レベルでの明確な資料がない。

図表 - 12 は、1890 年以降のフラターナル組合の破綻、合併、組織変更の 10 年刻みの発生件数である。NFCА のホームページ上に開示されている資料“NAME AND STATUS CHANGES OF FRATERNAL BENEFIT SOCIETIES”から、1 件ごとにプロットしたものである。どう分類すべきか判断に迷うデータもあるが、だいたいの傾向は見ることができるだろう。

合併、組織変更については、前向きのももあり、必ずしもその発生が経営の危険度をあらわしているわけではないが、1890 年から 1910 年代にかけて、破綻が比較的多く発生していること、1910 年代以降、合併、組織変更が多く現れていることが見て取れる。

図表 - 12 フラターナル組合の破綻、合併、組織変更等



NFCA ホームページ (http://www.nfcenet.org/pdf/mergers_changes.pdf) より作成

なお、フラターナル組合の組織変更については、「相互会社の財務的な全要件に合致すること」を条件にフラターナル組合から生命保険相互会社への転換が認められている⁽¹⁰⁾。これにより相互会社に転じたものも多い⁽¹¹⁾。

7. フラターナル組合の今後

交通が発達し、テレビ、インターネットが普及した今日では、ロッジにおけるフラターナル活動が地域社会の人々に娯楽やレクリエーションを提供するという意味合いは小さなものになっており、いきおいフラターナル組合は保険事業にのめり込んでいかざるをえないという指摘もある。こうした状況下、フラターナル組合は生き残りに向けて、業務の多様化やフラターナル組合独自の特徴の明確化に努めている。

(1) 業務の多様化

組合員のニーズの多様化にあわせて販売商品を多様化するなど、業務の幅を広げる動きがある。

Thrivent Financial for Lutherans

フラターナル組合の中でシェアが50%を超えるスライベントは、それ自体が一つの業態という雰囲気をかもし出しており、明らかに単なるフラターナル組合の枠を超えて、一般の生命保険会社に伍して金融業務に取り組む成長戦略を描いている。

図表 - 13 は 99 年末時点の Aid Association for Lutherans (スライベントの合併当事組合のうちの一つ)のグループ構成である。フラターナル組合 Aid Association を頂上に中間持株会社 AAL Holdings, Inc. を設け、その下に AAL Capital Management Corporation (ミューチュアルファンドの販売を行う証券ブローカー子会社)、AAL Trust Company, FSB (信託・投資顧問子会社)、North Meadows Investment, Ltd. (不動産投資子会社)を置いている。Aid Association の直接子会社として記載されている AAL Variable Product Series Fund, Inc. は、投資会社法に基づき登録されたユニット・インベストメント・トラストであり、Aid Association for Lutherans の提供する変額年金・変額保険の投資先ファンドとしての位置づけである。AAL Mutual Funds はミューチュアルファンド、AAL Member Credit Union は銀行的業務を提供する。これら子会社の多くは 90 年代に設立されたものである。このように、Aid Association は、99 年時点で、一般のフラターナル組合の枠組みを超え一大金融グループを形成することをもくろんでいるように見える。当時からシェア第 1 位であった Aid Association が 2001 年に合併に踏み切り、Thrivent

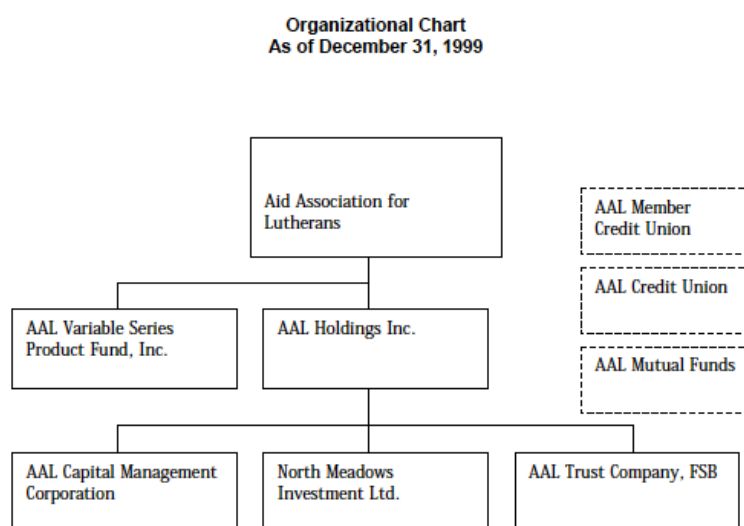
⁽¹⁰⁾ 相互会社への転換には、「フラターナル組合の理事会が組織変更計画を採択後、最高統治機関に提出」、「最高統治機関の定例総会または特別総会における 3 分の 2 の賛成投票を得ての承認」、「保険監督官による組織変更計画の承認」が必要である(ニューヨーク州保険法第 7304 条)。

⁽¹¹⁾ NFCA の “ NAME AND STATUS CHANGES OF FRATERNAL BENEFIT SOCIETIES ” の中には 1 件だけ株式会社への転換事例がある。

Financial for Lutherans となってさらなる巨大化を追い求めたのも、こうした路線と無関係ではない。Thrivent は生命保険、個人年金だけでなく、グループの金融商品を購入した顧客も組合員になる構成をとっている。

しかも、自身の強みである「ルター派」という基礎基盤は捨てることなく活用していこうという方向性を持っている。Thrivent のマーケティング担当者は、「ルター派信者やその家族、教会関係者以外に積極的に販売するつもりはない。現在国内に成人信者が 950 万名いる中で、契約者はまだ 300 万名程度であり、今後も十分成長していく余地があると考えている」として、多数の信者を抱える強みを最大限に活かしていく方針を示している。そのため、専属営業職員を減少させる傾向にある米国生保業界にあって、Thrivent は積極的に専属代理人網を拡大させる方向に出ている。前述のように、専属代理人も全てルター派信者であり、ルター派を拠り所とする方針は明らかである。

図表 - 13 Aid Association for Lutherans のグループ構成(99 年末時点)



(資料) ウィスコンシン州保険監督局の検査報告書より

Thrivent は、こうした一般生保会社的運営を進めるため、生命保険会社が自らの販売の適正さの評価を受ける IMSA (Insurance Marketplace Standards Association =米国生保協会の保険市場規範機構。Life Insurance Ethical Market Conduct Program を運営) にも加盟するなど、相応のコストを負担している。

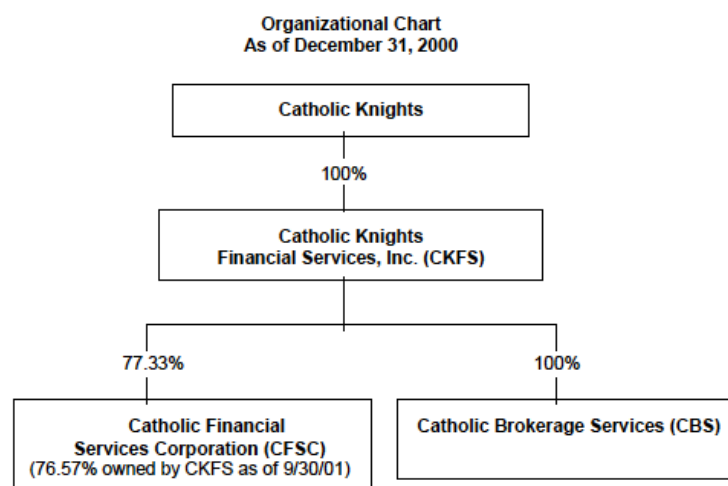
Catholic Knights

フラタernal組合としてオーソドックスな事業展開を行っている Catholic Knights のグループ構成図が図表 - 14 である。こちらにも、川下持株会社 Catholic Knights Financial Services, Inc. が設けられており、その下に Catholic Financial Services Corporation (グループ外のミュー

チュアルファンドや変額年金等を販売する証券ブローカー子会社)と Catholic Brokerage Services (グループ外の生保会社の医療保険や長期介護保険を販売する保険ブローカー子会社)が配される構成となっている。

フラタernal組合に一般的に認められる生命保険関係商品だけでは、顧客ニーズを満たせない
ので、Catholic Knights はグループ外の金融商品を販売するという形で提供商品の幅を広げている。

図表 - 14 Catholic Knights のグループ構成(00 年末)



(資料) ウィスコンシン州保険監督局検査レポートより

(2) フラタernal組合としての独自性の強調

一方、資産規模第 2 位の Knights of Columbus はあくまでもフラタernal組合としての社会意義を押し出す形で成長戦略を描いている。同組合は、組合員を Knight (ナイト = 騎士) と呼び、組合員のヒロイズムを刺激するかのよう、ボランティア活動へ誘うという行動様式を変えていない。

たしかに、フラタernal組合では、組合員の間で連帯感が重要で、1900 年当初の賦課式保険の危機時においても、組合員の連帯感が組織の支えとなった。

また、マーケティング上も組織の独自性を打ち出すことは有効である。Thrivent にしても Knights of Columbus にしても、宗教という枠組みを設けて、顧客に選ばれた人というイメージを持たせている。男性顧客に焦点を絞る Knights of Columbus とは逆に、Royal Neighbors of America は女性をターゲットに絞込み、販売を進めている。

同種の傾向を持つメンバー団体に対して販売を行う手法をアフィニティー・マーケティング (Affinity Marketing、類縁団体向販売) というが、フラタernal組合にはこの傾向があるようだ。

1993 年、NFCA はメンバーシップ・スタンダード・プログラムという取組を開始した。これは、メンバー組合に、各組合の RBC 比率に関するデータ、組織構造やフラターナル活動に関する情報の提供を求め、NFCA のメンバーシップ委員会が評価するものである。評価内容は 2 種類ある。1 つは RBC 比率関連のデータに基づく各組合の財務的安定性である。委員会は「良好」、「基準達成間近」、「要観察」、「問題あり」の 4 カテゴリーに分けた評価結果を各組合に連絡する。「問題あり」期間が 1 年以上続くと NFCA の会員権が取り消される。第 2 の評価項目は「フラターナルとしての適正さ」である。こちらについても、委員会が「強固」、「満足すべき状況」、「要注意」の 3 ランクに分けた評価結果を伝えるが、各組合の行動を求める強制力は持たない。こうしたプログラムは、90 年当初にソルベンシー危機に陥った生保業界に RBC 比率規制が導入され、フラターナル組合にも同様の規制が導入されることが予想されたため自主的に財務健全性を維持する努力を示す必要があったこと、連邦財務省がフラターナル組合の課税免除取扱いに疑問を呈するスタンスを強めつつあった状況の中フラターナル組合としての独自性を守る必要があったこと、を背景とする。当プログラムについては、情報が非公開とされている等、中途半端な印象を禁じ得ないが、フラターナル組合がフラターナルとしての独自性を重視していることが見て取れる。

さいごに

本稿冒頭で、筆者はフラターナル組合がわが国共済組合に類似する形態であると記したが、フラターナル活動の存在などを見ると、その実態はやはり米国にのみ存在しえた独自の事業形態と考えざるを得ない。

そうでありながらも、100 年以上も前の米国の歴史を見ていると、一連の生保破綻のあとに共済が掛金の安さを売り物に成長してきた今日のわが国の姿を重ね合わせることができるようにも思われる。一部の共済で見られる一律掛金の制度は賦課式の保険料制度を連想させる。1800 年代後半の米国では、フラターナル組合や賦課式保険会社に対して、販売上の問題や数理上の行き詰まりが明らかになるまで、監督当局や生保業界は有効な打開策を打ち出せなかったという。現在のわが国では、根拠法のない共済の監督はどうあるべきか、という検討が行われつつあるが、いまだその結論は出ていない。一連の混乱のあと、いかなる形であれ保険事業を行う者は同じ保険法の中で監督する、という選択を行った米国の経験は、たいへん示唆に富んだものであると思う。

フラターナル活動の存在は興味深いものである。先述のように、今日のような娯楽や情報ネットワークが発達した時代においては、フラターナル活動の魅力は減殺しているという見方もあるが、その一方で、行き場を失った現代人に居場所を提供するという意味合いを与えることもできるかもしれない。純粹・原始的な相互組織のメンバー同士、メンバーと事業者の関係のあり方を考える上での一例とも考えられよう。

わが国共済事業の今後のあり方を考える上でも、フラターナル組合の動向に注目したい。

参考文献

- [1] 下田平裕身「イギリスにおける友愛組合運動の発展とその帰結 - 社会保障論序説 - 」東京
都立大学 経済と経済学 28 号、1970 年 3 月
- [2] 檜原朗「友愛組合の機能の限界」神戸学院大学経済学論集 1 - 2、1970 年 3 月
- [3] 山口健二「米国におけるフラターナル組合生命保険(上)(下)」生命保険協会会報第 48 巻第
2 号、第 49 巻第 1 号、1968 年 3 月、7 月
- [4] 田村祐一郎「フラターナル保険の発生とその変質の過程」生命保険文化研究所所報第 38
号、1977 年 3 月
- [5] J.O.Stalson , Marketing Life Insurance , 1942 : 明治生命訳、安井信夫監修『アメリカ
における生命保険マーケティング発達史 下』、1982 年
- [6] 穴井二三徳「アメリカの共済保険組合について(一)(二)」生命保険経営学会 生命保険
経営第 50 巻第 5 号、第 6 号、1982 年 9 月、11 月
- [7] 上田和勇「アメリカにおけるフラターナル保険の発展とその社会・文化的背景について -
19 世紀末葉から 20 世紀初めを中心として - 」保険学雑誌第 501 号 1983 年 6 月
- [8] ウィリアム・G・レーマン「米国生命保険業界における組織の消滅率 - 組織個体群生態学
アプローチ - (1881—1931 年のニューヨーク州を中心に)(前編)(後編)」生命保険協会
会報第 72 巻第 3 号、第 73 巻第 1 号、1992 年 6 月、9 月
- [9] 「主要国における共済制度の現状と方向性について」損害保険事業総合研究所、2004 年 9 月